

議案第4号

守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び
職務に専念する義務の特例に関する条例

守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
4号	1

守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づく教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与及び旅費を除く。）については、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職務に専念する義務を免除することが適當であると教育委員会が認める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（守谷市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止）

2 守谷市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和56年守谷町条例第4号）は、廃止する。

議案	頁数
4号	2

提案理由（議案第4号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年4月1日以降に市長が任命する教育長の身分が特別職となるため、特別職の教育長の勤務時間等を定めるとともに、一般職の教育長についての給与、勤務時間等を定める条例を廃止するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
4号	3

守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表

制定（特別職の教育長）	廃止（一般職の教育長）
<p>守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例 <u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づく教育長の職務に専念する義務の特例に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>守谷市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 <u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(給与)</u></p> <p>第2条 教育長の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>2 教育長の給料は、月額604,000円とする。</p> <p>3 通勤手当の額は、守谷市職員の給与に関する条例(昭和31年守谷町条例第41号。以下「給与条例」という。)第12条の3第2項の規定を準用して算出された額とする。</p> <p>4 期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項中「市規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるも</p>

4号	議案
4	頁数

(削除)

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件(給与及び旅費を除く。)については、一般職の職員の例による。
(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める場合

のとする。

5 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

(旅費)

第3条 教育長の旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃については一般職の職員の例によるものとし、車賃、日当、宿泊料、食卓料については、次の表のとおりとする。

車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
60円	1,200円	11,600円	11,600円	2,400円

2 前項の旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第4条 教育長の勤務時間その他の勤務条件
_____については、一般職の職員の例による。

(新設)

4号	議案
5	頁数